

広島県高等学校PTA連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島県高等学校PTA連合会（以下「県高PT連」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島市中区八丁堀11番28号 朝日広告ビル4階に置く。

(組織)

第3条 本会は、広島県公立高等学校（県立中学校、中等教育学校、特別支援学校を含む）PTAの会員をもって組織する。

2 県内を8地区に分けて、地区連合会を置く。地区連合会の区分は、別表のとおりとする。
(目的)

第4条 本会は、各高等学校（県立中学校、中等教育学校、特別支援学校を含む。以下同じ。PTA活動の充実・発展につとめ、学校教育・家庭教育並びに社会教育の振興を図ることを目的とする

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各高等学校PTAの活動及び学校教育の振興に関する事業
- (2) 教育、行政機関との連携並びに教育諸団体との連絡
- (3) 学校・家庭及び地域社会における、生徒の健全育成並びにPTA活動に関する調査研究
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 役員

(役員種別と定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 幹事
- (4) 監査
- (5) 常任委員
- (6) 会計

(役員の選任及び任期)

第7条 会長は幹事会において、県高PT連幹事経験者から会長候補を選出し、総会において選任する。

2 副会長は、県公立高等学校長協会副会長1名及び、幹事会において選出された県高PT連幹事経験者4名以内を総会において選任する。

3 幹事は各地区連合会より選出された会長8名。常任委員会において選任された各委員長とする。

4 監査3名は当番地区連合会にて選出し、総会において選任する。

5 常任委員は各地区連合会において選出し、総会において承認を求める。

6 会計1名は、第18条第2項に規定する事務局長を充てる。

役員の任期は1年とし、再任は妨げない。但し、会長・副会長の任期については、3年を限度とする。

補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理し、欠けたときは代行する。
会長は会長代行を指名しておくことができる。

- 3 幹事は幹事会を組織する。
 - 4 監査は会計を監査する。
 - 5 常任委員は、委員会に所属し、本会の活動を充実促進する。
 - 6 会計は、本会のすべての会計事務について正確に記録し、会計監査を経て定例総会に報告する。
- (顧問・参与)

第9条 本会に、顧問・参与を置くことができる。顧問・参与は、常任委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 機関

(総会の構成及び招集)

第10条 総会は、各高等学校のPTA及び学校の代表者の2名をもって構成する。定例総会は、毎年度初めに会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の4分の1以上の要求があったとき、会長は臨時総会を招集しなければならない。

- 2 会長が天変地異等により招集が困難と認められるときは書面により開催することができる。
- (総会付議事項)

第11条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 前年度事業並びに決算報告の承認に関する事項
- (2) 役員の選任に関する事項
- (3) 事業計画並びに予算の決定に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関し必要な事項

(総会の定足数及び表決)

第12条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数の賛成による。なお、総会を書面により開催した場合は、提出された書面の過半数の賛成をもって議決したものとみなす。

なお、総会を書面により開催した場合は、提出された書面の過半数の賛成をもって議決したものとみなす。

(幹事会の構成・招集及び職務)

第13条 幹事会は、本会の執行機関として、会長・副会長・幹事をもって構成し、会長が召集し会務を執行する。ただし、他の構成員を代理として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

(常任委員会の構成・招集及び職務)

第14条 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、役員をもって構成し、会長が召集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会において議決された事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 諸規定に関する事項
- (4) その他会務運営に必要な事項

- 2 会長は、必要に応じ、顧問・参与の出席を求めることができる。

(常任委員会の定数及び表決)

第15条 常任委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数の賛成による。ただし、他の構成員を代理として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

- 2 会長が天変地異等により招集が困難と認められるときは書面により開催することができる。

なお、常任委員会を書面により開催した場合は、提出された書面の過半数の賛成をもって議決したものとみなす。

第16条 本会に、会長の諮問機関として、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会（総務・財務他）
- (2) 研修委員会（研修・研究大会等）
- (3) 調査広報委員会（広報誌・HP・情報調査研究他）
- (4) 健全育成委員会（健全育成・家庭教育他）
- (5) 進路対策委員会（進路（進学・就職）対策他）

2 委員会の構成員は、各地区連合会から選出する。

3 各委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は委員の互選による。

4 委員会の運営については別に定める。

5 会長は、常任委員会の承認を得て、特別委員会を置くことができる。

第4章 会計

(経費・会計年度)

第17条 本会の経費は、会費・補助金・雑収入をもって支弁する。

2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長（常任）を置く。必要に応じて、別に事務職員を置くことができる。

3 事務局長及び事務職員は、会長が常任委員会の承認を得て委嘱する。

4 事務局長及び事務職員の在職期間・職務・給与その他については、別に定める。

第6章 補則

第19条 本会則の施行に必要な細則は別に定める。

第7章 附則

第20条 本会則は、昭和26年7月23日から施行する。

平成2年6月9日 一部改正

平成6年6月10日 一部改正

平成11年6月4日 一部改正

平成18年6月9日 一部改正

平成19年6月12日 一部改正

平成20年6月11日 一部改正

平成21年6月10日 一部改正

平成22年6月9日 一部改正

平成23年6月8日 一部改正

平成24年6月13日 一部改正

平成25年6月12日 一部改正

平成26年6月11日 一部改正

平成28年6月9日 一部改正

平成30年6月12日 一部改正

令和元年6月11日 一部改正（別表）

令和3年6月8日 一部改正（第10条、第12条、第15条別表）

[別表]

地 区 連合会名	構 成 す る 単 位 P T A
広 島	広島皆実、広島国泰寺、広島觀音、広島井口、広島工業、広島商業 広島中央特支、広島南特支、基町、舟入、広島市工業、広島市商業 広島みらい創生
広 島 東	海田、賀茂、賀茂北、黒瀬、安芸、河内、熊野、豊田、安芸府中、安芸南 広島中・高、西条農業、西条特支、黒瀬特支
広 島 西	廿日市、大竹、佐伯、五日市、廿日市西、湯来南、宮島工業、広島西特支 廿日市特支、美鈴が丘
広 島 北	可部、加計、加計芸北分校、千代田、安古市、高陽、安西、祇園北 高陽東、広島特支、広島北特支、広島中等教育、沼田
呉	広、呉宮原、呉三津田、音戸、大柿、呉昭和、呉工業、呉商業 呉南特支、呉特支、呉特支江能分級、呉
尾 三	三原、三原東、尾道東、尾道北、竹原、忠海、大崎海星、御調、因島 世羅、瀬戸田、総合技術、尾道商業、広島叡智学園中・高、尾道特支、 尾道特支しまなみ分校、三原特支、尾道南
福 山	福山誠之館、福山葦陽、松永、沼南、府中、油木、上下、大門 福山明王台、戸手、神辺旭、府中東、芦品まなび学園、福山工業、神辺 福山商業、福山特支、福山北特支、沼隈特支、福山
三 次	吉田、向原、三次中・高、庄原格致、東城、日彰館、三次青陵、庄原実業 西城紫水、庄原特支